

平成30年度

総合評価実施方針について

平成30年4月

国土交通省 関東地方整備局

港湾空港部

平成30年4月1日以降に公告する建設コンサルタント等業務より適用するものです。

◆本運用方針に基づき個別の建設コンサルタント等業務に適用される評価項目等は、各建設コンサルタント等業務の入札説明書を参照してください。

◆本方針の内容は予告なく変更する場合がありますので、ご承知おき願います。

1. 若手技術者の技術の習得機会の拡大

【若手技術者登用型（業務）】

■目的

業務における若手技術者の活躍に向けて、若手技術者が管理技術者としての経験を積むことができるよう若手技術者の登用を促すとともに、経験の多い技術者（技術指導者）をあわせて配置することにより技術の伝承を図るための取り組みである。

■実施概要

若手技術者は、総合評価において技術者点数が低い傾向があり登用の妨げになっている可能性があることから、技術指導者を配置した場合には当該技術者を総合評価の評価対象とすることにより、若手技術者の登用を促進させる。

■評価対象となる若手等配置

若手技術者育成のため技術指導者を配置した際に評価する。

若手管理技術者＋技術指導者

○総合評価の同種実績、成績評定、表彰等は、技術指導者の実績で評価する。

■対象案件

原則、全発注業務案件

業務発注における入札契約関係の取り組み

1. 総合評価における予定管理技術者の評価

これまで、予定管理技術者の成績評定は、管理技術者と担当技術者で従事した実績を評価対象としておりましたが、担当技術者の成績評定は管理技術者の成績点より低い傾向にあることから、平成30年度からは、原則、管理技術者の成績評定のみで評価する。

なお、予定管理技術者が、管理技術者としての実績がない場合には、担当技術者の実績で評価する。

【現行】

予定管理技術者の業務成績評定の対象者：管理技術者、担当技術者



【変更】

予定管理技術者の業務成績評定の対象者：管理技術者※

※担当技術者の実績しかない場合は、担当技術者の実績で評価

2. 配置予定管理技術者の資格(“博士”の取り扱い)

配置予定管理技術者の資格要件として“博士”は、高度な技術検討等において設定するよう限定されているが、他の業務にも拡大することとして以下のとおり変更する。

【現行】

博士【博士の設定は、研究業務等高度な技術検討や学術知見を要する業務の場合に限る。】



【変更】

博士【博士の設定は、建設コンサルタント業務の場合に限る。「工学」等の業務内容に関する分野を設定】